

市営墓地の建設検討経過

【東部町に於ける公営墓地建設計画検討経過】		
年月日	項目	内容
H10・1・7	東部町霊園造成起案	助役：研究委員会設置検討意見
3・5	墓地空き状況調査	八寺院へ■残区画 169
7・14	町営墓地建設研究委員会	■時期尚早との意見あり
10・26	町営墓地建設研究委員会	■庁議、政策調整会議の議論要・アンケート調査、議員との視察要
H11 2月	町営墓地アンケート調査	全世帯の 25.4% ■利用しない 58%・する 42%(内すぐほしい 13名 7.5%) 世帯主 307 名中 174(回収率 57%)
H12・1・25	町営墓地建設研究委員会	町長からの指示・公社残地利用で検討・早めに
12月	東部町議会第2回定例会	■各寺の残区画もあり、将来を見据えた細かなプランが必要であり、町の霊園計画はしばらく凍結する。

【東御市での検討経過】		
年月日	項目	内容
H17・6月	東御市議会第2回定例会	◇市長 今後、必要であるか市民の声を聞き直したい。
7月 1～12日	各市公営墓地設置状況調査	18市：43箇所計 41,233区画 一霊園平均 958区画 ◇ 永代使用料(最近の開設)：300千円～800千円
10月11日	市営墓地関係課長会議	①調査検討報告を庁議にすること。 ③庁議協議内容を理事者と協議すること。
18年 3月23日	庁議	・「市営墓地は、将来を見越して公園的な整備を進める方向で、市民を含めた研究委員会を設置するなどして、検討していく。」と決定
6月29日	市営墓地関係課長・係長会議	・土地開発公社所有の土地で検討 ・コンサルへの委託は行わず、概要設計を早急に実施。
7月12日	候補地現地視察（関係課長・係長会議）	・候補地の絞り込みについて検討。
7月20日	庁議	・候補地について、詳細資金計画を作成し、再度検討する。
11月8日	実施計画査定	・「19年度市営墓地造成資料並びに詳細設計委託」；必要性・場所・民間活力を含め再検討

テーマ名：妄想から実行の自己規範～地元で何が手伝えるのか

1. 自分の意識・今までの経緯概略
2. 活動での私的な思考 行動の規範
3. 地元（東上田地区 市内）で手伝いできそうな産業&事業のを見つけ出し
4. 模索中妄想テーマ
5. 活動例・摘粒装置試作依頼に向けた実体験
6. 今後の情報収集 着眼点

1. 自分の意識・今までの経緯概略

これから少子化により地方が疲弊する 限界集落
経済活動を活性化すれば地方の疲弊が少ないのでは→地元産業の活性化

2. 活動での私的な思考 行動の規範（判断・評価・行為などの拠るべき規則・規準）

2-1. のったりとまずやってみる (project.nikkeibp.co.jp/bpi/brand/real/bizlabo/taiken_movie/)

⇒ 期限を限らない やめたところがスタート位置

2-2. 生きがい

⇒ ダン・ベトナム「生き甲斐」得意なこと/好きなこと/世界が求める/お金になる

2-3. SDGs www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html

⇒ "Think Globally, Act Locally" 17の目標 多様化 3要素で考える

グローバルな視点を俯瞰的に持ちつつ身近な活動から見直すきっかけを作る

3. 地元（東上田地区 市内）で手伝いできそうな産業&事業のを見つけ出し

3-1. ジビエを食卓に 地元個人

3-2. 放棄地をミツバチの場に 地元個人

3-3. SDGS・星にドップリ浸かれる宿 市内企業

(Stardust gate Space or Stardust Goods Space)

<産業&事業を見つけ出した後 「17の目標」で俯瞰し関連性探しを繰り返す>

4. 模索中妄想テーマ

4-1. こんな人になって見たい（小中学生向き在住実業家の講演会開催）

* 市内魅力の若人向けテーマ

4-2. 低年齢層が町に魅力を持ってない＝市内企業の活動→タブレット学習情報

* 対象企業例：長門運輸 唐沢農機 永井牧場 花岡菓子

4-3. アシスト自転車を市民の足に＝壮老年運動不足解消に向けて ノーカーボン

4-4. デジタル化事業・市歴史書 役場公開データ 企業などデータデジタル化

<こまめにメモ 繋がりをを見つける>

5. 活動例・摘粒装置試作依頼に向けた実体験（活動期間2019~20）

ぶどう生産過程で人手 時間を要する摘粒作業装置の試作メーカーの探索

課題1・生産者同士で話していると考えられる 出来そうだの声があり

摘粒作業状況を理解してもらい大学 メーカーに装置試作を依頼するのはどうか
ロボットを扱う企業 地元大学への試作依頼をする = ほぼ丸投げ

→どこか手を上げてもらえるだろう の期待感で問い合わせ開始

(各社のhpの問い合わせ欄を活用し試作依頼のメッセージを送る)

長野オートメーション ans:分野が違う 工場で使うロボットの説明を受ける

信州大学 ans:摘粒のメカ機構をどのようにしたらいいかわからない

エプソン ans:製品化しても売れない (生産量が少ない 儲からない)

東京農大 ans: ?

課題2・信大のNG回答から多少具体的な案を提示した試作依頼の必要があるのでは

→具体性のある案を提示するため商品各種の動作機能を調査

調査の要点 ①ハサミ部分の駆動方法 ②量産品に使われている機構の借用
(この調査は個人的に生きがいの 得意なこと 好きなこと に該当する)

調査の結果 ハードディスクの機構を利用する案を決める

↓

摘粒装置の具体案をまとめる

↓

試作できる依頼先を再検討 = 果樹試験場 (須坂) でアイデア募集を見つける

↓

果樹試験場 (須坂) に摘粒装置のアイデア提案書提出

↓

試験場で検討する承諾を得る

各社のhpの問い合わせ欄を活用し意思表示をする 交渉をする

俯瞰しなおす いつまでも囚われない 繋がる人を見つける

6. 今後の情報収集 着眼点

#自分なりのイイネ #どここと繋がる

○東御市まちづくり市民会議規約案

令和3年〇月〇日

(名称)

第1条 この会は、東御市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、「市民協働のまちづくり指針」に基づき、市民と行政が対等のパートナーとして地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動することで、愛されるまち「とうみ」の実現に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第3条 市民会議は、自己決定、自己責任の原則のもと、官民協働のシステムとして、市民が自主的に運営するものとする。

(活動内容)

第4条 市民会議で行う活動は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域課題を解決するための調査研究を行い、市民と行政の協働により取組を進めること。

(2) その他、まちづくり課題の解決に関すること

(会長、副会長)

第5条 市民会議に次のとおり会長、副会長を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(会長、副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長、副会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 会長、副会長は、会議において承認を受ける。

(会議)

第7条 市民会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第8条 市民会議の任務を円滑に実施するため、市民会議に部会を置くことができる。

2 部会の運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第9条 市民会議に、市民会議の運営や活動に必要な事務等を行うため、企画振興部企画振興課に事務局を置く。

(公開)

第10条 市民会議の会議、部会は原則公開とする。

(事業年度)

第11条 市民会議の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和3年〇月〇日から施行する。